

魚津市告示第66号

魚津市トイレトレーラー貸出し要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

魚津市長 村椿 晃

魚津市トイレトレーラー貸出し要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市(以下「市」という。)が所有するトイレトレーラーの各種イベント等における貸出し等について、必要な事項を定める。

(貸出し対象事業)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業(以下「対象事業」という。)を対象として、トイレトレーラーの貸出しを認めるものとする。

(1) 市が共催又は後援する事業

(2) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体が主催する事業

(3) 市内で行われる事業で次のいずれかに該当する事業

ア おおむね300人以上の参加者が見込まれる事業

イ おおむね100人以上の参加者が見込まれ、会場及び近隣に参加者が利用できるトイレがない、又は少ない事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた事業

2 トイレトレーラーを使用できる場所は、市内に限るものとする。

(貸出し承認申請)

第3条 トイレトレーラーの貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、魚津市トイレトレーラー貸出し申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用開始日の1か月前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの承認)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、トイレトレーラーの貸出しを承認する。

(1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解

を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(4) 災害派遣、故障等の理由により、トイレトレーラーの貸出しができないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がトイレトレーラーの貸出しについて不相当であると認めるとき。

2 前項の承認は、魚津市トイレトレーラー貸出し承認・不承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸出し期間及び返却)

第5条 トイレトレーラーの貸出し期間は、対象事業が開催される期間(設置、清掃撤収等に要する日を含む。)とし、原則として7日以内とする。

2 市と貸出し承認を受けた者(以下「借受者」という。)が協議して定めた日時及び場所においてトイレトレーラーの貸出しを受け、及びこれを返却するものとし、トイレトレーラーの運搬は市職員が行うものとする。

3 貸出し及び返却に当たっては、市職員の確認を受けなければならない。

(貸出し上の遵守事項)

第6条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出し期間を遵守すること。

(2) 設置場所は、平坦で傾斜がなく、幅8.5メートル以上、奥行8メートル以上の十分な敷地及び空間が確保されていること。

(3) 十分な道幅があり鋭角に曲がる路地や障害物がなく、設置場所へのトイレトレーラーの進入が可能であること。

(4) トイレトレーラー使用前に、市職員による取扱説明を2名以上で受けること。

(5) 貸出し期間中の運営・管理は、借受者が行い、安全・衛生管理に努めるとともに、故障・破損の防止に努めること。

(6) トイレトレーラー使用後に、市指定業者による汚物のくみ取り及び清掃を実施すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出し料等)

第7条 トイレトレーラーの貸出し料は、無料とする。ただし、対象事業が市外で行われる場合、トイレトレーラーの運搬費、燃料費及び高速道路使用料金は借受者の負担とし、費用内訳は別表のとおりとする。

2 トイレトレーラーの使用に伴う汚物のくみ取り及び清掃にかかる費用は、借受者の負担とし、別に定める。

(貸出し承認の取消し)

第8条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出し承

認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により貸出し承認を受けたとき。

(3) 災害派遣その他緊急かつやむを得ない事由により、市がトイレトレーラーを使用する必要が生じたとき。

(4) トイレトレーラーの故障等により、貸出しができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、魚津市トイレトレーラー貸出し承認取消し通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、承認取消しの通知を受けた者は、トイレトレーラーを直ちに返却しなければならない。

4 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（事故等の責任）

第9条 貸出し中の事故に係る損害賠償金については、市が加入する車両保険に係る損害賠償保険額で補填されない部分を、借受者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	詳細	金額
運搬費	トイレトレーラー設置場所までの運搬及び設置に係る費用	片道50キロメートル未満 4,000円
		片道50キロメートル以上 8,000円
燃料費	トイレトレーラー設置場所までの運搬にかかるけん引車両の燃料費	片道10キロメートル未満 700円
		片道10キロメートル以上 20キロメートル未満 1,400円
		片道20キロメートル以上 30キロメートル未満 2,100円
		片道30キロメートル以上 40キロメートル未満 2,800円
		片道40キロメートル以上 50キロメートル未満 3,500円
		片道50キロメートル以上 4,200円
高速道路使用料金	トイレトレーラー設置場所までの運搬にかかる高速道路使用料金	実費

魚津市長 宛

申請者 所在地
 団体名
 代表者名
 電話番号

魚津市トイレトレーラー貸出し申請書

下記のとおり、魚津市トイレトレーラーの貸出しを希望するので申請します。

記

貸出し期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
事業計画	事業名： 会場： 住所： 参加者見込人数：
事業概要 実施計画書（企画書、チラシ等）、会場図面等を添付してください。	トイレトレーラー使用の有無： 有・ 無（展示のみ）
担当者連絡先	所属（役職）： 氏 名： 電話番号： メール：

様式第2号(第4条関係)

年 月 日
第 号

様

魚津市長

魚津市トイレトレーラー貸出し承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、魚津市トイレトレーラーの貸出しについて、次のとおり決定しましたので通知します。

1. 承認

貸出し期間	年 月 日()から 年 月 日()まで
事業計画	事業名： 会場： 住所： 参加者見込人数： 使用の有無：

2. 不承認

理由()

様式第3号（第8条関係）

年 第 号
月 月 日

様

魚津市長

魚津市トイレトレーラー貸出し承認取消し通知書

年 月 日付け 第 号で承認した、魚津市トイレトレーラーの貸出しについて、次のとおり承認を取り消します。

承認を取り消す理由

（ ）